

動物看護者の倫理綱領

【前 文】

動物も人と同様に、自らの存在を尊重され、健やかな生活を送ることを願っている。しかし、動物たちには言葉はなく、直接人に訴えることはできない。人は、動物たちが人に何を望んでいるかを常に考え、動物たちの思いに応えなければならない。

動物看護者は、動物の看護を業務として動物医療の最前線で活動する専門職である。

動物の看護は、多様な環境に生存する多様な動物種を対象として、動物の健康の保持と増進、病気の予防と動物医療の補助につとめ、動物たちが健やかな一生を全うするように援助することを目的としている。

日本動物看護職協会の『動物看護者の倫理綱領』は、動物医療施設における患者対象となる家庭動物のみならず、学校飼育動物、教育・研究用実験動物、産業動物、さらに野生動物等を対象とするあらゆる場で動物看護を実践する専門職の行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、動物看護について専門職として引き受ける範囲を社会に対して明示するものである。

【綱 領】

1. 動物看護者は、動物の生命、動物の権利を尊重し、動物福祉の向上に努める。
2. 動物看護者は、看護の対象となる動物並びにその飼育者に対して等しく誠意を持って対応する。
3. 動物看護者は、看護動物の飼育者との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 動物看護者は、看護動物の飼育者の知る権利及び決定権を尊重する。
5. 動物看護者は、守秘義務を遵守し、業務上知り得た飼育者並びに看護動物の情報の保護に努め、また、これを他者と共有する場合には十分な配慮のもとに行う。
6. 動物看護者は、対象となる動物の看護を行う状況が阻害されているときや危険にさらされているときは、その動物を保護し安全を確保するよう努める。
7. 動物看護者は、自己の意志を持ち、自己の責任と能力を的確に認識し、自らの看護に責任を持つ。
8. 動物看護者は、個人の責任として学習を継続し、動物看護に必要な知識と技能の維持と開発に積極的に努める。
9. 動物看護者は、他の動物看護者及び動物医療関係者と協働して、良質な動物看護を提供する。
10. 動物看護者は、より質の高い動物看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育及

び看護研究に必要な基準を設定し、それを実施する。

11. 動物看護師は、看護実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、動物看護学の構築と発展に寄与する。
12. 動物看護師は、社会の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。また、より質の高い動物看護を行うために、自らの健康の保持に努める。
13. 動物看護師は、動物の看護とともに、人と動物の共通疾病にも配慮し、人の健康及び公衆衛生に貢献する。
14. 動物看護師は、より良い社会づくりのために、環境問題について社会的認識を深め、その改善に努める。
15. 動物看護師は、日本動物看護職協会を通じて、動物看護職の社会的認知と評価を高め、動物医療と動物看護の発展に寄与し、より良い社会づくりに貢献する。

動物看護師の倫理綱領 解説

【解 説】

1. 動物看護師は、動物の生命、動物の権利を尊重し、動物福祉の向上に努める。

＜解説＞ 動物看護師の行動の基本は、動物の生命の尊重と福祉の向上にある。一方、動物の生命や福祉を論ずるとき、人の生存や利益に相反する矛盾が内在することも多く、動物看護師の行動には、極めて高度な倫理的配慮が望まれる。人の動物に対する行動規範は、往々に人を主体として成立している。動物の医療に携わる者は、動物を主体として捉え、動物が人に対して何を求めているかを常に考え適切な対応を心掛けなければならない。

2. 動物看護師は、看護の対象となる動物並びにその飼育者に対して等しく誠意を持って対応する。

＜解説＞ 動物看護の対象は動物であるが、その動物に最も影響を与える人も視野に入れなくてはならない。対象となる動物は、動物医療施設において診療を受ける動物のみならず、産業動物や動物園の展示動物、実験動物、競走動物、学校飼育動物等と多様である。また、盲導犬や聴導犬、及び介助犬等についてはその利用者の心理や行動に配慮し、同時に身体障害者補助犬法を遵守しなければならない。さらに、警察犬や麻薬探知犬、災害救助犬等については社会的意義の認識も必要である。一方、看護動物の飼育者に対しては、国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向（同性愛などの指向の別をいう）、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康状態等に左右されてはならない。

3. 動物看護師は、看護動物の飼育者との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。

＜解説＞ 動物は言語を持たない。従って、動物の気持ちや病状はその飼育者によって代弁される。結果的に、動物看護は、動物飼育者との間に築かれる信頼関係を基盤として成立す

る。適切な知識と技術による動物看護も、信頼関係のもとで初めて効果的な看護となる。動物看護者は、自らの行動について理解と同意を得るために十分な説明を行い、その結果に責任を持つことを通して、信頼を得るように努める。

4. 動物看護者は、看護動物の飼育者の知る権利及び決定権を尊重する。

〈解説〉 動物看護者は対象となる看護動物の飼育者の理解度や意向を確認しながらわかりやすく説明し、意思表示しやすい場づくりや調整、獣医師等への働きかけを行う。自己決定においては、十分な情報に基づいて飼育者自身で選択するだけでなく、決定を他者に委ねるといった選択をすることもある。動物看護者は、看護動物の飼育者のこのような意思と選択を尊重するとともに、できる限り事実を知ることに向かい合い、自分自身で決定することができるように励ましたり、支えたりする働きかけも行う。飼育者の判断や選択が、当事者にとって最良のものとなるように支援する。

5. 動物看護者は、守秘義務を遵守し、業務上知り得た飼育者並びに看護動物の情報の保護に努め、また、これを他者と共有する場合には十分な配慮のもとに行う。

〈解説〉 動物看護者は、看護動物の飼育者並びに飼育動物に関する個別情報を知る機会が多い。「個人情報保護法」では、動物を個人の財産として認めており、個人の属性に関する情報は保護の対象としている。動物看護者は、飼育者から病歴や飼育状況を聴取する際には、その目的をよく説明しなければならない。また、看護記録や診療簿の閲覧や管理に注意し、情報の漏洩を防止する。質の高い動物医療や看護を提供するには、他者と情報を共有する場合もある。このとき、あらかじめ、対象となる看護動物の飼育者に共有する情報の内容と必要性を説明し、同意を得るように努める。

6. 動物看護者は、対象となる動物の看護を行う状況が阻害されているときや危険にさらされているときは、その動物を保護し安全を確保するよう努める。

〈解説〉 動物看護者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神をよく理解し、動物を保護しなければならない。動物医療の進歩は、高度な治療を可能にした一方、治療費の高騰をもたらした。この問題は、飼育者の決定権に関わるが、動物看護者は常に動物の立場に立ち、その保護に努め、動物にとって最良のものとなるように、飼育者への説得に努める。

7. 動物看護者は、自己の意志を持ち、自己の責任と能力を的確に認識し、自らの看護に責任を持つ。

〈解説〉 動物看護者は、自己の看護能力を認識し、相応の動物看護に努めると、同時に看護責任を負わなければならない。また、担当した動物に対する看護行為については、飼育者並びに他の動物医療関係者に説明し、看護業務を交替する際には次の担当者との連絡を密にし、動物看護の継続性を保持するよう努める。

8. 動物看護者は、個人の責任として学習を継続し、動物看護に必要な知識と技能の

維持と開発に積極的に努める。

＜解説＞ 動物看護技術や動物医療技術は、日進月歩であり、動物の社会性や価値観の変容も著しい。時代の進歩に即した動物看護の知識と技術を持つには、不断の努力が求められる。また、動物看護能力の維持と開発に励むとともに、専門職としての高い教養と倫理観も要求される。日本動物看護職協会が示す看護到達目標及び生涯学習プログラム教育の実施等には積極的に参加して、動物看護水準の向上に努める。

9. 動物看護者は、他の動物看護者及び動物医療関係者と協働して、良質な動物看護を提供する。

＜解説＞ 動物看護者は、看護及び動物医療を受ける動物に対して最善をつくすことを共通の価値として協働する。動物看護者は、この共通の価値のもとに、他の看護者及び動物医療関係者と協力関係を維持し、創意、工夫、努力によって、より質の高い動物看護及び動物医療を提供するように努める。

10. 動物看護者は、より質の高い動物看護を行うために、看護実践や看護管理、看護教育及び看護研究に必要な基準を設定し、実施する。

＜解説＞ 動物看護の業務指針を策定し、その遵守に努め、動物愛護と福祉の向上を図る。また、動物看護教育の大綱を定め、到達目標を設定して動物の看護水準を一元化する。動物看護の実践基準として、動物看護の技術や方法等を設定する。看護管理の基準は、要求される看護実践を可能にするための組織化、看護資源の管理、環境整備、継続教育などについて策定する。動物看護者は動物看護の実践者であるとともに看護研究の実践者ともいえる。従って、動物看護のために必要な研究についても、その方法、成果の報告書等に関連する諸規定を明示する

11. 動物看護者は、看護の実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、動物看護学の構築と発展に寄与する。

＜解説＞ 動物看護者は、最新の知見を活用して動物看護を実践するとともに、より質の高い看護を提供できるよう、新たな専門的知識・技術の開発に最善の努力をつくす。また、科学の進歩及び社会の価値観の変化に対応し、常に最良の動物看護学を構築し、動物福祉の向上に努める。

12. 動物看護者は、社会の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。

また、動物看護者は、より質の高い動物看護を行うために、自らの健康の保持に努める。

＜解説＞ 動物看護は、看護を必要とする動物の飼育者からの信頼なくしては存在しない。看護に対する信頼は、専門的な知識や技術のみならず、誠実、礼節、品性、清潔、謙虚などに支えられた行動によるところが大きい。また、社会からの信頼が不可欠であり、専門領域以外の教養を深めるとともに、社会的常識も必要である。一般社会人に求められる倫理観や

知性に加えて、さらに、動物看護者に相応しい倫理と品位を保持しなければならない。そして、動物看護は、動物の看護にとどまらず、飼育者とのコミュニケーションや他の動物医療関係者との協働などによる心身の負担が少なくない。その業務を完遂するには、強い意志と頑強な体力を必要とする。また、動物看護者自身の受傷を防ぐには、常に細心の注意が求められる。これらはすべて動物看護者の健康状態に依存している。健康に万全を期し、動物看護に臨むように心掛ける。

13. 動物看護者は、動物の看護と共に、人と動物の共通疾病にも配慮し、人の健康及び公衆衛生に貢献する。

＜解説＞ 人と動物の共通疾病は180種を超え、なお、増加傾向にあるといわれている。動物看護者は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「狂犬病予防法」等の意義をよく理解し、動物衛生上または公衆衛生上の社会に重大な影響を及ぼす可能性のある法が定める感染症等の知識と予防法を修得する必要がある。また、動物看護者は飼育者に対して動物と人との共通疾病について啓発して感染予防に努める。

14. 動物看護者は、より良い社会づくりのために、環境問題について社会的認識を深め、その改善に努める。

＜解説＞ 動物看護者は、人と動物のより良い共生社会を構築するために、環境を整備し、自然環境の破壊や社会環境の悪化に関連する問題について社会的責任を有し、その改善に努める。

動物看護者は、動物医療廃棄物の適切な処理及び処理過程の監視などを通して、動物医療福祉活動による環境破壊を防止する責務を果たすとともに、清浄な空気と水、安全な食物の確保、騒音対策など健康な社会づくりに積極的に取り組む。

15. 動物看護者は、日本動物看護職協会を通じて、動物看護職の社会的認知と評価を高め、動物医療と動物看護の発展に寄与し、より良い社会づくりに貢献する。

＜解説＞ 動物看護者が、その責務を果たすためには、動物医療や動物福祉のみならず、地球環境の保全、社会経済状況、医療福祉構造等の多様な社会問題について積極的に学ぶことが求められる。また、動物看護専門職としての質の向上や社会的認知には、専門職組織を基盤として行動する必要がおおる。動物看護者は、日本動物看護職協会を通じて社会貢献を行う。

附則：『動物看護者の倫理綱領』は5年毎に見直すものとする。